

毎年5月は **消費者月間** です

つくば市消費生活センター ☎0176-51-6757

本年度のテーマは「明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費～どのグリーンにする？～」です。

毎年のように記録的な大雨や高温など、異常気象の影響による災害が発生しています。こうした中、持続可能な社会を将来世代に引き継いでいくために、私たち消費者が、自身の消費行動は地球環境の持続可能性に影響を及ぼし得ることを自覚し、選択していくことが求められています。

自身の消費行動を振り返ったり、考えたり、話し合ったりする機会をつくり、地球環境に配慮したグリーン志向の消費行動を始めてみませんか。

グリーン志向の消費行動の例

食品ロスを減らそう！



人・社会への配慮

- ・売上金が寄付につながる、または障がい者支援につながる商品を購入する

地域への配慮

- ・地産地消を実行する
- ・被災地で作られたものを購入する

環境への配慮

- ・食品ロスを減らす
- ・マイボトルを利用する

みんなで支えあう社会へ

- ・買いだめ、買い占めをしない
- ・未来への影響を考える



市消費生活センターにご相談ください

市消費生活センターは、消費者と事業者との間で起きた契約トラブル、製品・サービスに関する苦情、製品事故、多重債務などについて、助言や情報提供のほか、必要に応じてあっせん※を行っています。

一人で悩まずにご相談ください。

※消費者と事業者の間に入り調整すること

あなたの街の

法律相談

～第79回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「**土地・建物に特化した財産管理制度**」についてです。

☎まちづくり支援課 ☎0176-51-6777

Q 個々の土地・建物の管理に特化した財産管理制度が新たに設けられたと聞きました。どのような制度ですか。

A 所有者不明土地・建物の管理制度、管理不全状態にある土地・建物の管理制度です。

所有者不明土地・建物や、管理不全状態にある土地・建物は、公共事業や民間取引を阻害し、近隣に悪影響を及ぼすなど社会

問題となっていますが、これまで、このような問題に適した効率的な財産管理制度がありませんでした。

そこで、土地・建物の効率的な管理を実現するために、所有者が不明、あるいは所有者による管理が適切にされていない土地・建物を対象として、新たな管理制度が設けられました。

Q 所有者不明土地・建物の管理制度とは、どのような制度ですか。

A 調査を尽くしても所有者やその所在を知ることができない土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てることによって、その土地・建物の管理を行う管理人を選任してもらう制度です。管理人は、裁判所の許可を得れば、所有者不明土地の売却などもすることが出来ます。そうすると、公共事業や民間取引の活性化にもつながります。

Q 管理不全状態にある土地・建物の管理制度とは、どのような制度ですか。

A 所有者による管理が不適当であることによって、他人の権利・法的利益が侵害され、またはその恐れがある土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てることによって、その土地・建物の管理を行う管理人を選任してもらう制度です。ひび割れ・破損が生じている擁壁の補修工事や、ごみの撤去・害虫の駆除も管理人にお願いできるようになります。

Q 管理人には、どのような人が選任されますか。

A 事案に応じて、弁護士・司法書士・土地家屋調査士などのふさわしい者が選任されます。

（文責 弁護士 橋本 明広）
はしもと あきひろ
弁護士法人青空と大地 ☎0176-21-5162